



3. 森林保全の動向

(1) 保安林等の管理及び保全

(保安林)

森林は、山地災害の防止、水源の涵養^{かん}等の公益的機能を有しており、公益的機能の発揮が特に要請される森林については、農林水産大臣又は都道府県知事が森林法に基づき保安林に指定し、立木の伐採、土地の形質の変更等を規制している。保安林には、水源かん養保安林を始めとする17種類がある。令和4(2022)年度には、新たに1.2万haが保安林に指定され、同年度末で、全国の森林面積の49.0%、国土面積の32.5%に当たる1,227万haの森林が保安林に指定されている(資料Ⅰ-22)。

(林地開発許可)

保安林に指定されていない民有林において、工場・事業用地や農用地の造成、土石の採掘等の一定規模を超える開発を行う場合は、森林法に基づき、都道府県知事の許可が必要とされている。令和4(2022)年度には、1,863haについて林地開発の許可が行われた。このうち、工場・事業用地及び農用地の造成が896ha、土石の採掘が717haとなっている³⁹。

再生可能エネルギー推進の手段として期待される太陽光発電設備の設置について、近年、森林内での設置事例が多数みられ、災害発生等の懸念があることから、森林の公益的機能の発揮と調和した太陽光発電設備の適正な導入を図ることが重要な課題となっている。このため、林野庁では、太陽光発電設備の特殊性を踏まえ、令和元(2019)年に開発行為の許可基準の整備等を行った。さらに、令和4(2022)年には、この許可基準の運用状況や小規模な林地開発の検証・分析等を行い、その結果を踏まえ、太陽光発電設備の設置に係る林地開発については、令和5(2023)年4月から規制対象となる開発面積の規模を1



保安林制度

https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_2.html

資料Ⅰ-22 保安林の種類別面積

森林法 第25条 第1項	保安林種別	面 積 (ha)	
		指定面積	実面積
1号	水源かん養保安林	9,263,376	9,263,376
2号	土砂流出防備保安林	2,618,186	2,549,739
3号	土砂崩壊防備保安林	60,504	60,091
4号	飛砂防備保安林	16,115	16,094
5号	防風保安林	56,143	55,998
	水害防備保安林	627	606
	潮害防備保安林	14,136	12,274
	干害防備保安林	126,289	100,004
	防雪保安林	31	31
6号	防霧保安林	61,596	61,368
	なだれ防止保安林	19,176	16,579
7号	落石防止保安林	2,551	2,512
	防火保安林	387	292
8号	魚つき保安林	60,119	26,783
9号	航行目標保安林	1,106	319
10号	保健保安林	704,251	92,712
11号	風致保安林	28,055	14,231
合 計		13,032,647	12,273,009
森林面積に対する比率(%)		-	49.0
国土面積に対する比率(%)		-	32.5

注1：令和5(2023)年3月31日現在の数値。

2：実面積とは、それぞれの種別における指定面積から、上位の種別に兼種指定された面積を除いた面積を表す。

資料：林野庁治山課調べ。

³⁹ 林野庁治山課調べ。

ha超から0.5ha超に引き下げたほか、開発行為全般に関しても、開発行為の一体性を判断するための目安や、より強い雨量強度に対応できる防災施設の基準を示すなど、森林の公益的機能の確保に向けた見直しを行った。

(盛土等の安全対策)

盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途(宅地、森林、農地等)や目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」という。)が令和5(2023)年5月に施行された。

盛土規制法において、都道府県知事等は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定することができ、規制区域内で行われる盛土等を許可又は届出の対象として、災害防止のために必要な許可基準に沿った安全対策の実施を確認するなどの措置を講ずることとなる。また、既存の盛土等も含め、土地所有者や行為者等の責任を明確化し、災害防止のために必要なときは是正措置等を命ずることができる。

林野庁では、国土交通省等と連携し、令和5(2023)年5月に、規制区域の指定要領、工事に係る許可基準、安全対策の進め方をまとめたガイドライン等の整備を行った。また、盛土規制法による規制が速やかに実効性を持って行われるよう、規制区域指定のための基礎調査や安全対策の実施等について都道府県等を支援するなど、盛土等に伴う災害の防止に向けた取組を進めている。

(2)山地災害等への対応

(治山事業の目的及び実施主体)

治山事業⁴⁰は、森林の有する公益的機能の確保が特に必要なものとして指定される保安林等において、山腹斜面の安定化や荒廃した溪流の復旧整備等を実施するものであり、森林の維持・造成を通じて森林の機能を維持・向上させ、山地災害等から国民の生命・財産を守ることに寄与するとともに、水源の涵養^{かん}や、生活環境の保全・形成を図る重要な国土保全施策の一つである(事例Ⅰ－8)。

民有林内は都道府県が、国有林内は国(森林管理局)が実施主体となる。また、民有林内であっても事業規模の大きさや高度な技術の必要性を考慮し、国土保全上特に重要と判断されるものについては、都道府県の要請を受けて国が実施主体となる場合がある(民有林直轄治山事業)。

(山地災害等の発生状況及び迅速な対応)

近年の気候変動に伴い、短時間強雨の年間発生回数が増加し、線状降水帯の発生などにより期間中の総降水量が増加する傾向がみられている。また、このような大雨の激化・頻発化により山地災害が激甚化している。令和5(2023)年は、令和5年奥能登地震、梅雨前線による大雨や台風第6号及び第7号等により、山地災害等の被害箇所は、林地荒廃1,268か所、治山施設156か所、林道施設等1万270か所の計1万1,694か所、被害額は約934億円に及んだ(資料Ⅰ－23)。

このような山地災害等の発生に対し、林野庁では、初動時の迅速な対応に努めるとともに、特に大規模な被害が発生した場合には、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

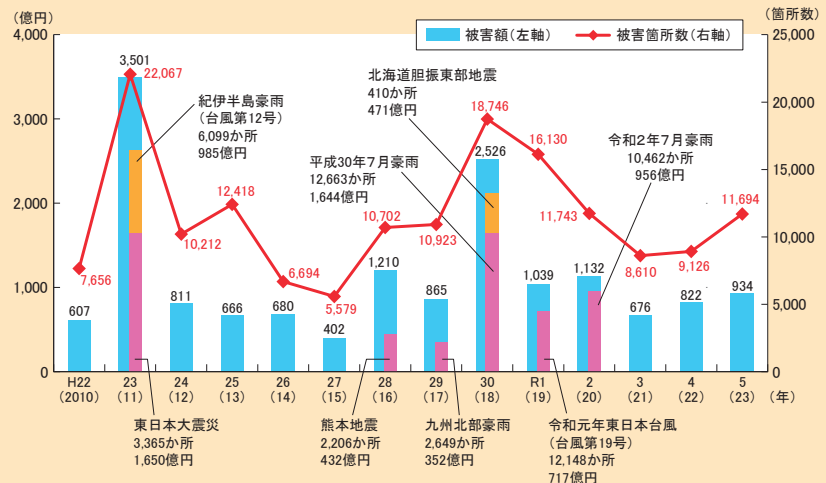
⁴⁰ 森林法で規定される保安施設事業及び地すべり等防止法で規定される地すべり防止工事に関する事業。

(JAXA)との協定に基づく人工衛星からの緊急観測結果の被災県等への提供、ヘリコプターやドローンを活用した被害状況調査、被災地への職員派遣(農林水産省サポート・アドバイsteam(MAFF-SAT))等の技術的支援を行い、早期復旧に向けて取り組んでいる。令和5(2023)年には、甚大な被害が発生した9県へ林野庁及び森林管理局・署から延べ54人のMAFF-SAT職員の派遣や、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所との合同の現地調査など、応急対策や復旧工法に関する技術的助言を行った。

また、二次災害の防止や早期復旧に向けて災害復旧等事業の実施にも取り組んでおり、令和5(2023)年には、全国で146地区の事業採択を行い、復旧対策を実施している。

そのほか、令和2(2020)年に発生した「令和2年7月豪雨」では、特に被害が甚大であった熊本県において、県からの要請を受けた九州森林管理局が、県に代わって36地区の被災した治山施設や林地の復旧を実施し、令和5(2023)年9月に全ての地区が完了し

資料Ⅰ-23 山地災害等に伴う被害の推移



注：山地災害(林地荒廃、治山施設)及び林道施設等の被害額及び被害箇所数。

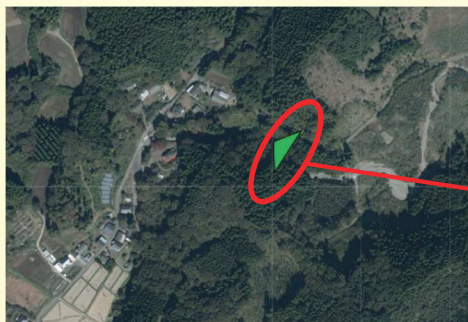
資料：林野庁治山課調べ。

事例Ⅰ-8 令和5年6月に発生した大雨における熊本県の治山施設の効果

令和5(2023)年6月28日から7月16日にかけて、梅雨前線が日本付近に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で前線の活動が活発となり、線状降水帯が発生するなど、九州地方を中心に、北海道や東北、山陰地方など、広い範囲で大雨となった。

この大雨により、熊本県では、浸水や土砂流出などが発生し、林野関係でも林地荒廃36か所、治山施設11か所、林道施設等303か所等の甚大な被害が発生した。

このような中、熊本県高森町 境ノ谷地区においては、熊本県が整備した流木捕捉式治山ダム(平成20(2008)年度施工)が流下してきた流木を捕捉し、下流への流出が抑制された結果、当地区における山地災害による被害を防止した。



治山ダムによる流木の捕捉状況(熊本県高森町)

た⁴¹。

令和 6 (2024) 年 1 月 1 日に発生した「令和 6 年能登半島地震」では、石川県輪島市及び志賀町で震度 7 を観測したほか、北海道から九州地方の幅広い地域で地震が観測された。死者 244 名(災害関連死を含む。)、負傷者 1,300 名など甚大な被害が発生するとともに、山地災害等の被害は、林地荒廃 78 か所、治山施設 40 か所、林道施設等 709 か所の計 827 か所に及び、被害額は 218 億円に達している(令和 6 (2024) 年 3 月 31 日時点)。

(防災・減災、国土強靱化に向けた取組)

「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」(令和 2 (2020) 年 12 月閣議決定)において重点的に取り組むべきとされている、人命・財産の被害を防止・最小化するための対策として、林野庁では、山地災害危険地区⁴²や重要なインフラ施設周辺等を対象とした治山対策及び森林整備に取り組んでいる。

また、林野庁では、令和 2 (2020) 年度に学識経験者を交えて「豪雨災害に関する今後の治山対策の在り方に関する検討会」を開催し、令和 3 (2021) 年 3 月に、激甚化する山地災害・洪水被害に対応するため重点的に取り組むべき治山対策の方向性を取りまとめた。これを踏まえ、森林・林業基本計画及び全国森林計画において、土砂流出量の増大や流木災害の激甚化等に対応して、きめ細かな治山ダムの配置などによる土砂流出の抑制や渓流域での流木化のおそれのある危険木の伐採等を推進するとともに、洪水被害が甚大になることが懸念される中、保安林整備と山腹斜面の雨水の分散を図る筋工⁴³等の組合せによる森林土壌の保全強化を進めることとしている。

さらに、既存治山施設を有効活用するため、補修や機能強化(かさ上げ、増厚、流木捕捉機能の付加等)を各地で進め、効率的な事前防災対策につなげている。

これらの事業の実施に当たっては、急峻な地形など厳しい現場条件での施工の増加等に対応して、安全かつ効率的に事業を実施するため、ICT等の活用を進めている(事例 I-9)ほか、「流域治水⁴⁴」として関連省庁との連携を推進するなど、効果的な対策を実施している。

これらに加え、地域における避難体制の整備等の取組と連携して、地域住民に対する山地災害危険地区の地図情報の提供、防災講座等のソフト対策を実施している。

林野庁では、治山事業を計画的に推進するため、森林整備保全事業計画において、治山事業の実施により周辺の森林の山地災害防止機能等が確保される集落数の増加を目標として設定している。具体的には、令和 5 (2023) 年度までに 5 万 8,600 集落を目標としており(基準値 5 万 6,200 集落(平成 30 (2018) 年度))、令和 4 (2022) 年度末では約 5 万 7,700 集落となっている。

(海岸防災林の整備)

我が国の海岸では、飛砂害や風害、潮害等を防ぐため、マツ類を主体とする海岸防災林

⁴¹ 「令和 2 年 7 月豪雨」に係る復旧事業については、第 IV 章第 2 節(1)168 ページを参照。

⁴² 都道府県及び森林管理局が、山地災害により被害が発生するおそれのある地区を調査・把握しているものであり、昭和 47 (1972) 年に調査が開始されて以来、事業実施箇所の選定等に活用している。

⁴³ 山地斜面において、丸太を等高線に沿って配置し、地表水を分散させ表面侵食を防止するとともに、土壌を保持し雨水の浸透を促進する工法。

⁴⁴ 流域治水の取組については、「令和 4 年度森林及び林業の動向」特集第 4 節(2)21-22 ページを参照。

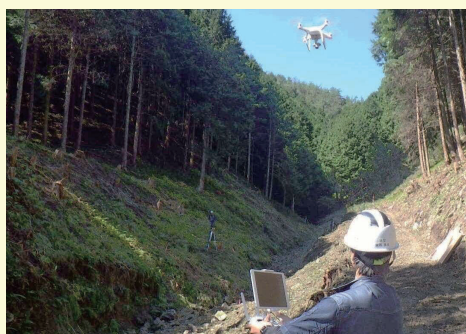
の整備・保全が全国で進められてきた。これに加え、東日本大震災では海岸防災林が津波エネルギーの減衰や到達時間の遅延、漂流物の捕捉等の被害軽減効果を発揮したことを踏まえ、平成24(2012)年に、海岸防災林の整備を津波に対する「多重防御」施策の一つとして位置付け⁴⁵、被災した海岸防災林の再生及び全国的な海岸防災林の整備を進めている。

具体的には、根の緊縛力を高め、根返りしにくい林帯を造成するため、盛土による生育基盤の確保、植栽等の整備を進めてきたところであり、今後は、海岸部は地下水位が高いエリアが多いことに留意した適切な保育管理等を通じて、津波に対する被害軽減、飛砂害や風害、潮害の防備等の機能が総合的に発揮される健全な海岸防災林の育成を図ることとしている。林野庁は、令和5(2023)年度までに、適切に保全されている海岸防災林等の割合を100%とする目標を定めており(基準値96%(平成30(2018)年度))、令和4(2022)年度における割合は98%となっている。

事例Ⅰ－９ 治山事業におけるICT活用

兵庫県朝来市八代地区^{あさご やしろ}における治山事業の現場では、ICT 技術を活用した治山ダムの整備が行われた。起工測量時等にドローンを活用することで急勾配な法面^{のり}での作業による転落の危険性が低減し、3次元測量データによる立体的な位置情報の取得により施工状況を面的に管理することでより正確な施工管理が可能となるなど、現場作業が省力化・効率化されるとともに安全性が向上した。

さらに、GPS を利用した位置計測・表示システム(マシンガイダンス機能)を搭載したバックホウを導入することで、土砂掘削時にバックホウのモニターでリアルタイムに設計面を確認でき、施工性の向上につながった。



ドローンによる起工測量状況



マシンガイダンス機能を搭載したバックホウのモニター

(3) 森林における生物多様性の保全 (生物多様性保全の取組を強化)

我が国の森林は、人工林から原生的な天然林まで多様な森林から構成されており、多くの野生生物種が生育・生息する場となっている。

政府は、生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組⁴⁶」を踏まえて、令和5(2023)年3月に、生物多様性の保全及び持続可能

⁴⁵ 中央防災会議防災対策推進検討会議「防災対策推進検討会議 最終報告」(平成24(2012)年7月31日)

⁴⁶ 昆明・モントリオール生物多様性枠組については、第4節(3)78ページを参照。

な利用に関する国の基本的な計画として「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定し、その中において、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め反転させる「ネイチャーポジティブ(自然再興)」を掲げている。また、自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、自然の恵みを活かして多様な社会課題の解決につなげる「自然を活用した解決策(NbS)」を進める重要性が明記され、生態系を基盤として災害リスクを低減する「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」や、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする「グリーンインフラ」を推進することとしている。

農林水産省では、「みどりの食料システム戦略」や「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」等を踏まえ、令和5(2023)年3月に「農林水産省生物多様性戦略」を改定し、生物多様性保全を重視した農林水産業を推進している。

林野庁においても、針広混交林化、長伐期化等による多様な森林づくりを推進するとともに、国有林野においては「保護林」及びこれらを中心としてネットワークを形成する「緑の回廊」を設定して森林の生物多様性保全に取り組んでいる⁴⁷。

治山事業においては、例えば津波・風害の防備のため海岸防災林等を整備強化するなどしており、これらは森林の機能の維持・向上という生態系の活用により災害リスクを低減する取組として Eco-DRR やグリーンインフラの考え方に符合するものである。また、現地の実情に応じて、在来種による緑化や生物の移動にも配慮した治山ダムを設置・改良などにより生物多様性保全に努めている。

さらに、生物多様性保全に対する民間企業の関心が高まってきていることを受け、令和6(2024)年3月に、森林管理を担う林業事業体等を対象に、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を取りまとめた。

(我が国の森林を世界遺産等に登録)

世界遺産について、我が国では、平成5(1993)年に「白神山地」(青森県及び秋田県)と「屋久島」(鹿児島県)、平成17(2005)年に「知床」(北海道)、平成23(2011)年に「小笠原諸島」(東京都)、令和3(2021)年に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」(鹿児島県及び沖縄県)が世界自然遺産として登録されており、これらの陸域の8割以上が国有林野となっている。このほか、「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」(山梨県及び静岡県)など、いくつかの世界文化遺産にも国有林野が含まれている。

世界遺産のほか、ユネスコでは「ユネスコエコパーク⁴⁸」の登録を行っており、我が国では令和5(2023)年6月現在、みなかみユネスコエコパーク(群馬県及び新潟県)等10件が登録されている。

林野庁では、これらの世界遺産やユネスコエコパークが所在する国有林野の適切な保護・管理等を行っている⁴⁹。

⁴⁷ 国有林野の取組については、第IV章第2節(1)170ページを参照。

⁴⁸ 「生物圏保存地域(Biosphere Reserve)」の国内呼称。生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的として、「保全機能(生物多様性の保全)」、「経済と社会の発展」、「学術的研究支援」の3つの機能を有する地域を登録。

⁴⁹ 国有林野での取組については、第IV章第2節(1)170-171ページを参照。

(4) 森林被害対策の推進

(野生鳥獣による被害の状況)

近年の野生鳥獣による森林被害面積は、シカ等の侵入を防ぐ防護柵の設置やノネズミの駆除等の対策により減少傾向にあるものの、令和4(2022)年度は全国で4,600haとなっており、森林被害は依然として深刻な状況にある。このうち、シカによる被害が約7割を占めている(資料Ⅰ-24)。

シカによる被害の内訳としては、食害による造林木の成長阻害や枯死、木材価値の低下のほか、下層植生の消失等による土壌流出などがある。

環境省によると、北海道を除くシカの個体数⁵⁰の推定値(中央値)は、令和4(2022)年度末時点で246万頭⁵¹であり、依然として高い水準にある⁵²。また、シカの分布域は、昭和53(1978)年度から平成30(2018)年度までの間に約2.7倍に拡大し、最近では東北地方や北陸地方、中国地方において分布域が拡大している⁵³。

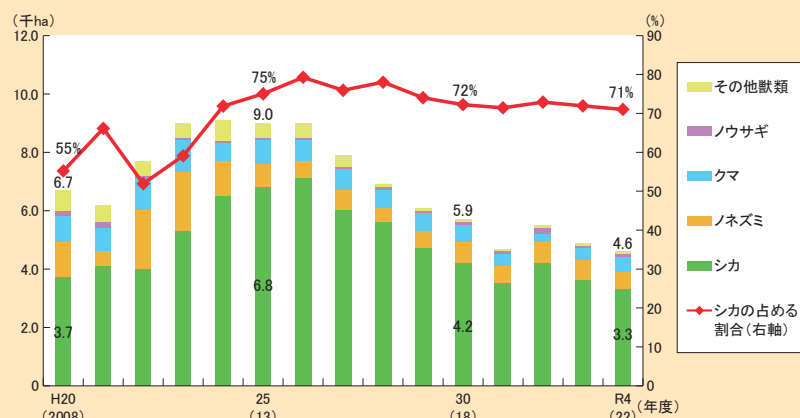
その他の野生鳥獣被害としてはノネズミやクマによる被害などがある。特に北海道のエゾヤチネズミは、数年おきに大発生し、造林地等に大きな被害を引き起こしている。また、ツキノワグマは、本州以南において、立木の樹皮を剥ぐことによる枯損^{こそん}や木材価値の低下を引き起こしている。

(野生鳥獣被害対策を実施)

造林地等における野生鳥獣対策としては、シカ等の侵入を防ぐ防護柵や、立木をクマによる剥皮被害から守る防護テープ、苗木を食害から守る食害防止チューブの設置等が行われている。また、各地域の地方公共団体、鳥獣被害対策協議会等によりシカ等の計画的な捕獲、捕獲技術者の養成等が行われている。さらに、令和5(2023)年度は、クマによる人身被害が人の生活圏や森林内で多発したことから、関係省庁が連携して、住民、林業関係者、入山者等に対する人身被害防止に関する注意喚起の強化を行った。

環境省と農林水産省は、令和10(2028)年度までにシカ及びイノシシの個体数を平成

資料Ⅰ-24 主要な野生鳥獣による森林被害面積の推移



注1：数値は、国有林及び民有林の合計で、森林管理局及び都道府県からの報告に基づいて、集計したもの。

2：森林及び苗畑の被害。

資料：林野庁研究指導課・業務課調べ。

⁵⁰ 北海道については、北海道庁が独自に個体数を推定しており、令和4(2022)年度末において東部地域32万頭、北部地域19万頭、中部地域21万頭、南部地域3～18万頭と推定。

⁵¹ 推定値は、216～305万頭(90%信用区間)。

⁵² 環境省プレスリリース「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等の結果について」(令和6(2024)年4月26日付け)

⁵³ 環境省プレスリリース「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定及び生息分布調査の結果について(令和2年度)」(令和3(2021)年3月2日付け)

23(2011)年度比で半減させる捕獲目標を設定している。令和4(2022)年度の捕獲頭数は、シカ71.7万頭(前年度比1.1%減)、イノシシ59.0万頭(前年度比11.6%増)⁵⁴であった。半減目標達成に向けては引き続き捕獲強化が必要であり、シカの生息頭数が増加している地域を対象とした集中的な捕獲や県境をまたぐ捕獲の強化、効果的・効率的な捕獲に向けた狩猟者団体の組織体制の強化、捕獲従事者の育成等を実施している。

林野庁では、森林整備事業により、森林所有者等による造林等の施業と一体となった防護柵等の被害防止施設の整備や、囲いわな等による鳥獣の誘引捕獲等に対する支援を行うとともに、シカ等による森林被害緊急対策事業等により、林業関係者が主体的に行う捕獲や捕獲技術の実証、森林内での捕獲を促進するための生息場所の確認、捕獲個体処理施設の整備等、捕獲に当たっての条件整備への支援を行っている。

国有林野においても、森林管理署等が実施するシカの生息・分布調査等の結果を地域の協議会に提供し、知見の共有を図るとともに、効果的な被害対策の実施等に取り組んでいる⁵⁵。

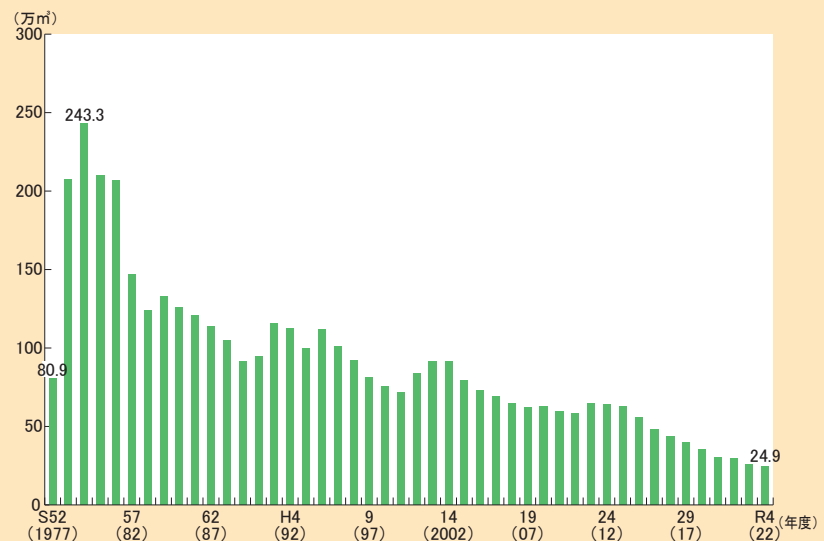
(「松くい虫⁵⁶」による被害)

「松くい虫被害」は、マツノザイセンチュウという体長約1mmの外来の線虫が、在来のマツノマダラカミキリ等に運ばれてマツ類の樹体内に侵入し枯死させるマツ材線虫病である。松くい虫被害は、全国的に広がっており、北海道を除く46都府県で被害が確認されている。

令和4(2022)年度の松くい虫被害量(材積)は24.9万³mで、昭和54(1979)年度のピーク時の10分の1程度と、長期的に減少しているが、依然として我が国最大の森林病虫害被害であり、継続的な対策が必要となっている(資料I-25)。

林野庁は、令和7(2025)年度までに、保全すべき松林⁵⁷の被害率が1%未満に抑えられている都府県の割合を100%とする目標を設定しており、令和4(2022)年度は89%となっている。また、保全すべき松林の被害先端地域⁵⁸の被害率が全国の被害率を下回することも目標としているが、令和4(2022)年度における全国の被害率0.22%に対し、被害先端地域は0.26%となってい

資料I-25 松くい虫被害量(材積)の推移



資料：林野庁研究指導課・業務課調べ。

⁵⁴ 環境省速報値。シカの捕獲頭数は、北海道のエゾシカを含む数値。

⁵⁵ 国有林野における取組については、第IV章第2節(1)172-173ページを参照。

⁵⁶ 松くい虫は、森林病虫害等防除法により、「森林病虫害等」に指定されている。

⁵⁷ 保安林等公益性の高い森林を対象に都道府県知事等が高度公益機能森林又は地区保全森林として定めた松林。

⁵⁸ 高緯度、高標高等被害拡大の先端地域となっている区域。

る。

これらの目標達成に向け、都府県と連携しながら、保全すべき松林を対象として、薬剤散布、樹幹注入等の予防と被害木を伐倒してくん蒸処理を行う等の駆除を実施するとともに、保全すべき松林の周辺では広葉樹等への樹種転換を推進している。

また、国立研究開発法人森林研究・整備機構は、マツノザイセンチュウに対して抵抗性を有する品種の開発を行い、令和4(2022)年度までに590品種を開発した⁵⁹。令和4(2022)年度には、これらを用いた抵抗性マツの苗木が87万本生産され、マツ苗木の8割を占めるようになっている⁶⁰。さらに、林野庁では、令和5(2023)年度から、抵抗性マツで造成された海岸防災林における松くい虫被害リスクと効果的な被害対策に関する調査を開始した。

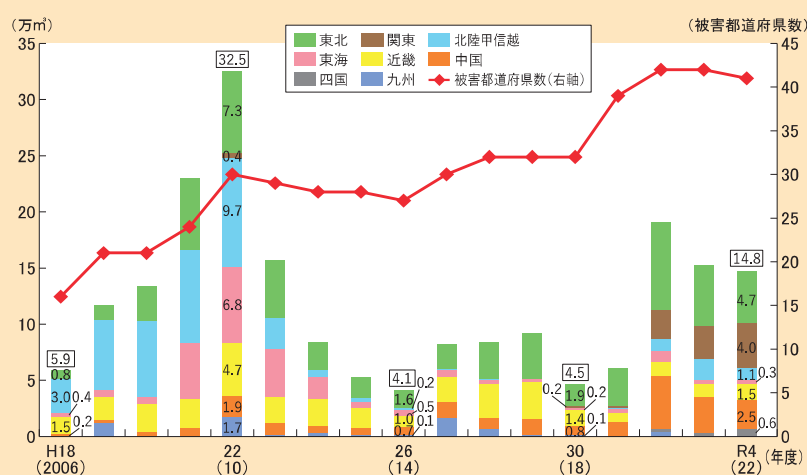
(ナラ枯れ被害の状況)

「ナラ枯れ」は、ナラ菌が体長5mm程度の甲虫であるカシノナガキクイムシ⁶¹によってナラ類やシイ・カシ類の樹体内に持ち込まれ樹木を枯死させるブナ科樹木萎凋病^{いちょう}である。

令和4(2022)年度のナラ枯れによる枯死や倒木等の被害は41都府県で確認されている。被害量(材積)は14.8万³で、前年度から3%減少したものの、依然として高水準で推移している(資料Ⅰ-26)。また、令和5(2023)年度には、北海道で初めて被害木が確認された。

林野庁では、特に守るべき樹木及びその周辺において、健全木への粘着剤の塗布やビニールシート被覆等による侵入予防と被害木のくん蒸による駆除等を実施するとともに、令和5(2023)年度から被害拡大地域の状況や防除対策の効果、被害木を含めた広葉樹材の利活用等についての実態調査を開始した。また、ナラ枯れ被害は高齢化した森林の大径木に多くみられることから、伐採・更新を行い若返らせることによる被害を受けにくい健全な森づくりを推進している。

資料Ⅰ-26 ナラ枯れ被害量(材積)の推移



注：計の不一致は四捨五入による。
資料：林野庁研究指導課・業務課調べ。

(外来カミキリムシの確認)

国際自然保護連合(IUCN)が世界の侵略的外来種ワースト100に挙げているツヤハダゴマダラカミキリは、令和2(2020)年に兵庫県で発見されたのを皮切りに、本州各地で生息が確認されている。本種は、海外において幅広い樹種の樹木に甚大な被害を及ぼしており、その中の多くの樹種は日本国内の森林にも自生し被害を受ける可能性があることから、林野庁では、関係省庁や地方公共団体と連携して注意喚起や情報発信を行うなど監視強化に

⁵⁹ 林野庁研究指導課調べ。

⁶⁰ 林野庁整備課調べ。

⁶¹ カシノナガキクイムシを含むせん孔虫類は、森林病虫害等防除法により、「森林病虫害等」に指定されている。

努めている。さらに、令和5(2023)年9月には、本種が特定外来生物に指定されたことから、飼養や運搬等の禁止事項や防除を行う際の手続などについて周知している。

(林野火災の状況)

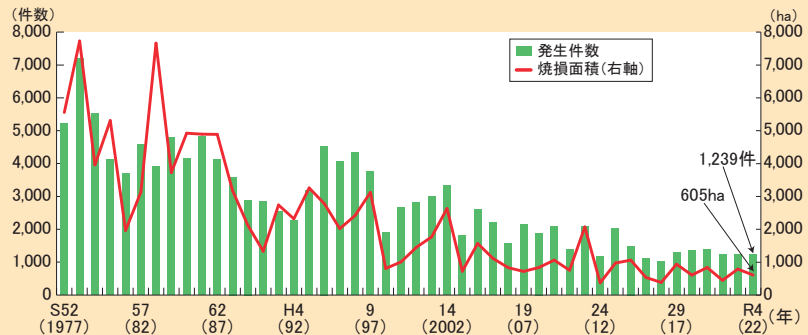
令和4(2022)年における林野火災の発生件数は1,239件、焼損面積は605haであった(資料I-27)。

林野火災は、冬から春までに集中して発生しており、原因のほとんどは不注意な火の取扱い等の人為的なものである。このため、林野庁では、入山者が増加する春を中心に、消防庁と連携して「全国山火事予防運動」を行っている。

(森林保険制度)

森林についての火災、気象災及び噴火災による損害を填補する森林保険⁶²は、国立研究開発法人森林研究・整備機構が実施しており、契約面積は、令和4(2022)年度末時点で54.6万haと減少傾向が続いている。本制度の普及のため、YouTubeチャンネルで森林保険の解説動画を公開するなどSNSを活用した情報発信の強化に取り組んでいる。なお、令和4(2022)年度の保険金支払総額は約2億円であった。

資料I-27 林野火災の発生件数及び焼損面積の推移



資料：消防庁プレスリリース「令和4年(1～12月)における火災の状況(確定値)」(令和5(2023)年11月29日付け)に基づいて林野庁研究指導課作成。

⁶² 森林保険法に基づく公的保険。